

補助の対象となる条件を証明する資料

(文化庁 令和2年度第2次補正予算事業「文化芸術活動の継続支援事業」 活動継続・技術向上等支援A-①)

申請者名: ○○ ○○

申請者ID: K○○○○○○○○○○

【美術、写真、茶道・華道、書道、国民娯楽(囲碁・将棋・その他)】

(募集案内 P10 ①②③の条件を満たすことが分かる資料)

補助の対象となる条件を満たしていることを下記のとおり説明します。

1 対象分野

美術 (もしくは 写真)

2 条件

① 不特定多数に公開することによってチケット収入等をあげることを前提としている

(記入例1)

・私は美術作品を制作し、公募展に出展するとともに、画廊や個展において、不特定多数の方に来場いただき、作品を鑑賞や購入いただくことにより収入を得ています。

(記入例2)

・私は美術作品を制作し、美術館やギャラリー、芸術祭等で公開して、不特定多数の方に鑑賞いただいています。そこからの展示謝金や作品購入により収入を得ています。

(記入例3)

・私は美術館、ギャラリー、芸術祭など、不特定多数が来場する展覧会等のマネージメント、サポートの仕事を職能としています。その主催者等からの謝金等により収入を得ています。

② 新型コロナウイルス感染症によるイベント等の自粛によって大きな影響を受けた

(記入例1)

・令和2年4月○日-○日まで、○○画廊(@銀座○丁目)を借用し、作品15点を展示し、販売を予定していたが、自粛により中止になった。

(記入例2)

・令和2年○月○日から○月○日の間、○○○芸術祭に参加の予定で新作を準備していたが、同展は来年に延期され、新作の発表の機会を失った。

(記入例3)

・令和2年○月—○月に○○○○美術館で開催される△△展でエデュケーターとして教育普及プログラムの企画実行の委嘱を受けていたが、イベントが中止となった。

③ 今後の再開に当たって複数の者の参加が必要であったり、稽古が必要などの理由など何らかの事情がありすみやかな再開が困難(③-1)であったり、新型コロナウイルス感染拡大予防のために従来と同様の収入が確保できない可能性がある(③-2)などの事情がある活動

(記入例1)

・自粛終了後においても、感染防止対策を講ずるためにすぐには再開できない。コストも要する。また、来場制限を行うため、来場者数が大幅に減少(同時期同規模と比し、70%減)するため、販売額減少が見込まれる。

(記入例2)

・自粛終了後においても、感染防止対策を講じるため人員、備品を手当する必要があり大幅なコスト増が見込まれる一方、入場者数の大幅な減少が予想され、従前の入場料収入が確保できない。また、全国から審査員が集まること、集まった審査員が一同に会して審査するため、感染防止を考慮すると、簡単に展覧会を再開することはできない。

(記入例3)

・大幅な移動を伴う撮影や対面でのリサーチ、インタビューの実施が困難で創作の再開が難しい。また開催を予定していた個展や、出展を予定していたアートフェアが延期になり販売額や受託料の減少が見込まれる。

(記入例4)

・参加者を募りワークショップを経て完成する作品で、作品を用いたパフォーマンスも予定していたため発表の機会を見つけないのが困難で、収入がない。

(記入例5)

・スタッフとして参画予定であった芸術祭が感染拡大防止のため延期になり、受託料の減少が見込まれる。

(記入例6)

・自粛終了後においても、感染防止対策を要するため、展覧会やイベントの再開には時間もかかり、かつコスト高となる。また、入場者数制限を求められることもあり、来場者数が大幅に減少し、入場料収入や販売数も当面、元のレベルに戻るのには困難である。